



UC Honda C カード

キャッシュバック
&
チャリティー

ご利用ガイド

UC Honda C カードに関するお問合せは

UC Honda C カードデスク

 **0120-555-860**

9:00 ~ 17:00
(1/1 休み)

本田技研工業株式会社

UC Honda Cカードの特典

Honda Cカードならではの
うれしい特典も、いろいろご用意。

Hondaキャッシュポイント

ショッピングやお食事などのお支払いにUC・Honda Cカードをご利用いただくだけで、ご利用額に応じたポイントが自動的に蓄積されるシステムです。しかもポイントは5年間有効ですので、たっぷりためることができます。

たまったポイントのポイント還元申請していただくことにより、Honda四輪車(新車・中古車)購入時2ポイント=1円、車検・12ヶ月点検実施時、ホンダ二輪車購入時には1ポイント=1円に換算してポイント還元いたします。

***本カードは、「永久不滅ポイント」は適用されませんのでご了承ください。**

Hondaキャッシュポイントの計算方法

Honda四輪販売会社、ホンダユーテック、HondaCカード二輪加盟店 およびホンダコムテック等のご利用の場合、ご利用金額の2%が自動的にポイントとして加算されます。また一般加盟店でのご利用については、ご利用額の1%が自動的にポイントとして加算されます。なお、家族会員のご利用の場合、ポイントは本会員に加算されます。

〈ポイントの計算例〉

- Honda四輪販売会社、ホンダユーテック、HondaCカード二輪加盟店、ホンダコムテックでのご利用
→ご利用額の**2%**(1,000円のご利用の場合20ポイント)
- 一般加盟店でのご利用の場合
→ご利用額の**1%**(1,000円のご利用の場合10ポイント)

Hondaキャッシュポイントの対象

〈ポイントの対象となるもの〉

- ショッピングのご利用額
 - 1回払い(国内・海外)
 - 2回払い
 - ボーナス一括払い→ ポイントは、お支払月に加算されます
 - リボ
 - 分割払い
- 全ポイントを初回お支払月に加算しますので、毎月のお支払額は、ポイント加算の対象となりません。

〈ポイントの対象とならないもの〉

- キャッシングサービス(国内・海外)
- 各種ローン
- 年会費
- 各種保険料
- 海外緊急再発行カード利用分
- Edyチャージご利用分
- 「てんとう虫」年間購読料
- カード再発行手数料
- タクシーチケット発行手数料
- 毎月の「リボ」払いお支払額
- 遅延損害金

*上記項目は、変更または追加になる場合がございますのでご了承ください。

ポイントの有効期間

ポイントは5年間(60か月)有効です。

ポイント付与日から60か月を越えるものについては、1か月単位で自動的に失効いたします。

ポイントの確認

下記にてご確認いただけます

- ・「ご利用代金明細書」にてポイント残高をご案内
- ・Honda Cカードパーソナルホームページよりご確認(登録が必要です)
<http://www.honda.co.jp/C-CARD/>
- ・Honda四輪販売店にカードをご持参いただきご確認
(一部Honda四輪販売店ではご利用出来ない場合がございますので事前にHonda四輪販売店へご確認願います)

またUC Honda Cカードデスクにお問い合わせをいただければポイント残高を確認することも出来ます。

*ご利用のない場合には「ご利用代金明細書」は発行されません。

*ポイント還元手続き中に別の申し込みをした場合は、先に申し込みした有効ポイントを差し引いたものとなります。

(例)新車購入申請後、再度車検実施で申請した場合

〈ご利用代金明細書のポイント表示〉

Honda キャッシュ ポイント の明細	前月までのポイント	還元ポイント	当月のポイント (内ボーナスポイント)	当月累計ポイント
			()	

ポイントの引継ぎ

一般カードからゴールドカードへお切替えになる場合またはゴールドカードから一般カードへお切替えになる場合、今まで蓄積された有効なポイントは引き継ぐことができますので、UC Honda Cカードデスクまでお申し出ください。ただし、カード切替え後に旧カードでの利用の請求がある場合(お支払い前のボーナス一括払いなど)、ポイントの引継ぎは、旧カードの請求がすべてなくなった月以降に、ポイント移行をさせていただきますので、ご了承ください。

ポイント還元内容・申込み手続き

I ポイント還元内容

HondaCカードのキャッシュポイント還元のタイミングおよび換算率は、下記「Honda車 車両購入」「Honda車 車検・12か月点検」「いつでもEdy」の3つのパターンとなっております。

車検・12か月点検・二輪車購入 1ポイント=1円

車両購入 2ポイント=1円

いつでもEdy 10ポイント=1円

<ご注意>車両購入、車検・12か月点検の際のポイント還元はお申し込み期限がございます。お申し込み期限はポイント還元の対象月(新車登録月、中古車契約月、車検および12か月点検実施月)の翌月から数えて3か月目の月末までですのでご注意ください。(いつでもEdy除く)

車両購入、車検・12か月点検でのポイント還元の対象一覧表

対象商品	対象販社	Honda四輪販売会社	(株)ホンダユーテック	Honda二輪販売会社 (HondaCカード二輪加盟店)
Honda四輪車	新車	○		
	中古車 ^{*1}	○	○	
	車検 ^{*1}	○	○	
	12か月 ^{*1} 点検	○	○	
Honda二輪車	新車			○

ポイント還元一覧表

Honda二輪新車ご購入でのポイント還元申請方法は、郵送(簡易書留)のみとなります。下記ポイント還元一覧表をご参照の上、ご利用いただいたHonda二輪加盟店で受け付けてください。

対象商品 対象販売社	申込み方法	申込み期限	申込み内容	添付書類	ポイント換算率 (ポイント還元上限金額)	受取り方法及び時期	
Honda四輪車 ^{*1} HondaCカード 加盟店	ご利用いただいたHonda四輪販売会社店頭未だの申込み	ポイント還元対象月 ^{*3} を含む4か月目の月末まで(還元できるポイントは前月までの累計ポイントになります)	新車購入・リース 中古車購入 ^{*1}	不要(Edy機能付本人会員カードのみをHonda四輪販売会社にご持参ください) ※ポイント確認のため最新のご利用明細をお持ちいただく と便利です。	2ポイント/1円 (30万円)	Edyの場合、 その場で お受け取り 現金の場合2~3か月後の月初の第一営業日にお振り込み	
			車検実施 12か月定期点検実施 ^{*1}		1ポイント/1円 (30万円)		
	なし	いつでもEdy	10ポイント/1円 (なし)		Edyでその場で受け取り		
Honda二輪新車 ^{*1} HondaCカード 加盟店	郵送での申込み ^{*4}	ポイント還元対象月 ^{*3} の翌月から3か月目の月末消印有効	新車購入・リース	ポイント還元を 申込み ※2	申込み書のみ ^{*2}	現金のみ 2~3か月後の月初の第一営業日に指定銀行にお振り込み ※指定銀行とはカード引き落とし口座です。	
			中古車購入 ^{*1}		先買契約書コピー		2ポイント/1円 (30万円)
			車検実施 ^{*1}		車検実施後の車検証コピー		1ポイント/1円 (30万円)
			12か月定期点検 ^{*1}		納品請求書コピー		1ポイント/1円 (30万円)
			原付1 ² (~80cc)		領渡交付証明書コピー		1ポイント/1円 (1.5万円)
			原付2 ² (91~125cc)		領渡交付証明書コピー		1ポイント/1円 (3万円)
軽二輪 (126~250cc) 自動二輪 (251cc~)	軽自動車届出済証コピー 自動車車検証コピー	1ポイント/1円 (5万円)					

- ※1:国内向けに生産・販売されたHonda車とします。
- ※2:申込み書は新車登録月・中古車契約月・車検/12か月点検実施月以降発行のものが有効です。
- ※3:対象月⇒四輪新車購入(車両登録月)、四輪中古車購入(先買契約書の契約月)、車検・12か月点検実施(実施月=Honda販売会社での納品請求書発行月)二輪実施年月
- ※4:二輪新車ご購入によるポイント還元を申請する場合は、郵送(簡易書留)でお申込みください。
- ※ポイント還元申込書が必要な場合は、UC HondaCカードデスクにお申込みください。

II ポイント還元方法

(1)車両購入、車検・12か月点検でのポイント還元

ポイント還元は、店頭および郵送の2通りによる申込方法があります。

(1)-1 店頭でのお申し込みの場合

(振り込みによる現金お受け取りまたは電子マネーEdyでのお受け取り)

HondaCカードをご利用いただいたHonda四輪販売会社へご持参いただき、店頭にある専用端末機より、申込みの手続きをしてください。本人会員カード(リポカードを除く)が必要となります。

<ご注意>

- 一部のHonda四輪販売会社では、店頭での申し込みができない場合がございますので、あらかじめHonda四輪販売会社へお問い合わせください。
- HondaCカード二輪加盟店は、郵送による申込みのみとなります。

Edyバックフリーのご案内

「リアルタイムEdyバック」でポイント還元されたお客様は、対象月(新車登録月/中古車契約月・車検/12か月点検実施月)の翌月から5か月間にわたってEdyを受け取ることができる「Edyバックフリー」がございます。詳しくは、Honda四輪販売会社またはHonda Cカードサポートデスクまでお問い合わせください。

〈リアルタイムEdyバックの注意事項〉

- カード1枚に入金できる楽天Edyの上限金額は、50,000円(1回の入金限度額は25,000円)までです。
- 上限金額を超えるEdyの受取りは、カードに入っているEdyを楽天Edy加盟店でご利用の上、Edyバック実施後1年(365日)以内にHonda販売会社でお受け取り下さい。
- また、有効期限時のカード更新や紛失等による再発行により、お持ちのカードが変わりますとお受け取りできません。その際は恐れ入りますが、お問い合わせください。

(1)-2 郵送によるお申し込みの場合

(振り込みによる現金お受け取り)

Honda二輪車で購入によるお申し込みやHonda四輪販売会社店頭でのお申し込みができない場合は郵送でお申し込みいただけます。ポイント還元申込書のお客様記入欄に必要事項をご記入・ご捺印後、ご利用いただいたHonda販売会社にて記入・捺印を受けていただき、申し込みに必要な書類を添付して、Honda販売会社備え付けの「ポイント還元(キャッシュバック)申込専用封筒」にて申込期間内に郵送してください。

ポイント対象月の翌月から3か月目の月末消印まで有効です。

※ポイント還元申込書はUC Honda Cカードデスクにお申し込みください。

(2)いつでもEdyでのポイント還元(電子マネー楽天Edyでのお受け取り)

「Hondaキャッシュポイント」が1,000ポイント以上たまれば、新サービス「いつでもEdy」で、その場で電子マネー楽天Edyとしてお受け取りいただけます。

〈「いつでもEdy」お申し込みにおける注意事項〉

- ・Edy機能付きHonda Cカードをお持ちの会員様限定サービスです。
- ・1,000ポイント以上保有している方に限ります。
- ・お申し込みはEdy機能付きのHonda CカードをHonda四輪販売会社へご持参いただき、店頭の専用端末でお申し込みください。
- ・お申し込み月より最大直近4か月間の累計ポイントの中からEdyに還元するポイントをお選びいただけます。
- ・会員様ご本人確認の為、運転免許証などのご提示をお願いいたします。
- ・一部のHonda四輪販売会社では、店頭でのお申し込みができない場合がございますので、あらかじめHonda四輪販売会社へお問い合わせください。

ポイント還元のお申し込み期限は、対象月(新車登録月、中古車契約月、車検/12か月点検実施月)の翌月から数えて3か月目の末日までです。期限が切れますと「いつでもEdy」または、次回以降のポイント還元タイミングでのお申し込みとなりますのでご了承ください。

Ⅲ ポイント還元お申し込みにおける注意事項

*下記のケースはポイント還元できません

- 申込期限が過ぎている場合。
- 左記P.3ポイント還元の対象商品/対象販社の組み合わせ以外のもの。
- 左記P.3の申し込みに必要な書類がないもの、または記入に不備があるもの。
- 対象商品(車両)の登録名義人が本会員以外の場合(同居の家族は可)。
- 重複申し込みの場合。
- 申し込み時点で退会している場合。
- ポイントを分割しての還元。
- 申し込み後でも、ポイント還元実行前に退会した場合。
- ポイント還元実行前に口座が変更された場合。
- 申し込みに虚偽がある場合。
- 累積キャッシュポイントがない場合。

カード年会費

(税抜)

	一般カード	ゴールドカード
本会員	1,500円	10,000円
家族会員	1名様につき650円	1名様は無料。(2名様より1名様につき1,000円)

Hondaグループ会社の優待・割引

UC Honda Cカードの提示により、次の施設での優待・割引サービスが受けられます。もちろんカードでのお支払いもできます。
記載の内容は予告なく変更をすることがあります。

鈴鹿サーキット		割引率
遊園地	モトピアパスポート(入園+※乗り物乗り放題)	5~25%
	サマーパスポート(プール付き) (入園+※乗り物乗り放題+プール)	
	プールアクアアドベンチャー(入園+プール)	
レース観戦券	当日料金(観戦券)※指定席及びF1日本グランプリ・D1グランプリは対象外	10%
ホテル	1泊1室	5%

●会員1名様につき同伴者4名様 合計5名様まで割引
三重県鈴鹿市稲生町7992 ☎059-378-1111

ツインリンクもてぎ		割引率
入場料	大人 ※子ども・幼児は入場無料	10%
ホテル	1泊2食付プラン	5%
オートキャンプ場	サイト料金	10%
レース観戦券	当日料金(観戦券) ※MotoGP、花火は対象外	
アミューズメント等	アクティブセーフティトレーニングパーク(ショートプログラム) ハローウッズ(クララネ)、モビパーク等	10%~

●会員1名様につき同伴者4名様 合計5名様まで割引
栃木県芳賀郡茂木町大字楡山120-1 ☎0285-64-0001

レインボーモータースクール	内容	割引率
①レインボーモータースクール和光	免許教習(四輪・二輪)	★10%
②交通教育センターレインボー埼玉	安全運転研修	10%
③レインボーライディングスクール浜松	免許教習(二輪)	★10%
	安全運転研修	10%
④レインボーモータースクール福岡	免許教習(四輪・二輪)	★10%
	安全運転研修	10%
⑤HSR 交通教育センターレインボー熊本	安全運転研修	10%
	レース観戦	10%

★は入所金(2012年8月現在)

<Honda窓口>

本田技研工業株式会社

Honda Cカードサポートデスク ☎0120-864-394



(受付時間 10:00~12:00、13:00~18:00 土・日・祝日(年末年始・GW・お盆)はお休み)

チャリティ

UC HondaCカードの皆様の年間ご利用総額に応じて、Hondaが日本赤十字社ならびに(財)日本ユニセフ協会に寄付いたします。

※会員の皆様のご負担はございません。

年間利用総額の0.02%相当

	日本赤十字社は、国際赤十字の一員として、国際救援・開発協力を始め、国内の災害救護医療、看護師養成、血液事業など幅広い活動を実施しています。
	ユニセフ(国際連合児童基金)は、世界150以上の国と地域で子供達の生命と健やかな成長を守るために、様々な支援活動を実施している国連機関です。

楽天Edyとは?

最新の電子マネーサービス

最新の技術を採用した繰り返し使えるプリペイド型の電子マネーです。プリペイド方式のため、面倒なお申し込みや事前の口座開設の必要はありません。

簡単・便利・スピーディ

全国の楽天Edy加盟店では、店頭端末の楽天Edyマークの部分にカードをタッチするだけでお支払い完了!

小銭やおつりが発生しません。

インターネットショッピングでのお支払いも実現

PC用リーダ/ライタ「パソリ」を用いることで、インターネットショッピングのお支払いにもご利用いただけます。

※パソリのお求めはソニースタイルまで <http://www.jp.sonymstyle.com>

楽天EdyについてのQ&A

Q 現金以外からのチャージはできないの?

A PC用リーダ/ライタ「パソリ」を用いることにより、インターネット上でUC Honda Cカードからチャージ(ご入金)ができます。

Q チャージに上限金額はあるの?

A Edyカードのチャージ上限金額は、50,000円となります。また、1回あたりのチャージ上限額は25,000円です。

Q 楽天Edyの残高はどうしたらわかるの?

A 楽天Edyでお買い上げ後のレシートに残高を表示いたします。楽天Edy対応自動販売機およびPC用リーダ/ライタ「パソリ」でも残高をご確認いただけます。

Q 楽天Edyを使う際、手数料はかかるの？

A チャージ・お支払い、いずれの場合も手数料はかかりません。

Q 楽天Edyを利用できる場所は？

A 全国のコンビニをはじめ、楽天Edyマークの掲示されている加盟店・自動販売機、インターネット上のショッピングサイトをご利用いただけます。楽天Edy加盟店につきましては、楽天Edyのホームページ(<http://www.rakuten-edy.co.jp>)をご覧ください。

Q 支払いの際、楽天Edyの残高が足りない場合はどうするの？

A 不足金額だけを現金でお支払いいただくか、全額を現金でお支払いいただくか、どちらかをお選びください。なお、自動販売機、インターネット上のショッピングサイトでは、楽天Edyの残高が不足している場合はご利用いただけません。

Q Edyカードを紛失した場合は？

A 紛失・盗難の場合、チャージされているEdyの払い戻しや再発行はできませんのでご注意ください。

Q 楽天Edyがうまく利用できない場合は？

A EdyカードにはICチップが内蔵されておりますので、決して折り曲げないでください。故障の原因になります。また、その他の原因で楽天Edyがうまく利用できない場合には、カード裏面に記載されているお問い合わせ先にご連絡ください。

Q 楽天Edyに入れたお金を現金に戻したい場合はどこかで返金してもらえるの？

A 楽天Edyに一度ご入金いただいたEdy残高は、返金(換金)できません。

楽天Edyに関する
詳しい情報は

楽天Edyホームページ
<http://www.rakuten-edy.co.jp>

楽天Edyご利用に際してのご注意

- 本カードには、お届けした時点では、Edyの価値は入っておりません。チャージしてお使いください。
有効期限の更新、改姓などによる再製、紛失*などによる再発行のお客様におかれましては、再発行後お届けするカードには、旧カードに蓄積されていたEdy残高は引き継がれませんので、**必ず使い切ってから破棄願います。**
※紛失・盗難のEdyの損失はお客様負担となります。
- 旧カードや退会済のカードのクレジットは利用できません。加盟店やATM等で利用しようとするカードが回収される場合がございます。
- 一旦チャージされた代金は、ICチップの瑕疵・故障など当社の認める場合を除き返金(換金)できません。
※「楽天Edy(ラクテンエディ)」は、楽天グループのプリペイド型電子マネーサービスです。
※PaSoRi(パソリ)はソニー株式会社の登録商標です。

Honda Cカード Club Off とは?

- 国内・海外約75,000カ所の提携施設や多彩なサービスが優遇・優待価格でご利用可能!
- 国内リゾートホテルが1泊2,000円台から!海外ホテルも最大80%OFF!
- ライフサポートやエンタメ・グルメも満載!
- 更にお得な1泊500円(VIP会員価格)の宿に申し込めるチャンスが!

Honda Cカード Club Off のご利用方法

クラブオフサービスのご利用は、Honda Cカード到着後、ご利用が可能となりますのでご注意ください。

■Honda CカードClub Offのご利用方法

詳細なサービス内容については、インターネットもしくは販売会社に置いてありますClub Offサービスブックをご覧頂くか、ガイドブックをご購入ください。

■ インターネットでのご利用方法

<http://www.honda.co.jp/C-CARD/>

上記のアドレスからHonda Cカード会員様専用のオーナーズホームページにてログイン後Honda Cカード Club Offにアクセスしてご利用ください。

■ ユーザーID・パスワードについて

サービスをご利用の際は、ユーザーIDとパスワードの登録が必要になります。

ユーザーID⇒6～64文字以内、半角英数小文字(0-9、a-z)で、初回にご自身でご登録ください。

パスワード⇒6～64文字以内、半角英数小文字(0-9、a-z)で、初回にご自身でご登録ください。

※初回登録のユーザーID・パスワードがサービスご利用の際必要になります。

■ お電話でのご利用方法

Honda Cカード Club Offデスク 0120-975-300

受付時間 10:00～18:00(年末年始を除く)

■ 会員番号について

サービスをご利用の際は、会員番号が必要になります。

会員番号⇒「Honda Cカード」のカード番号16桁(家族会員は除く)となります。

※ゴールドカードに切り替えた方やカードを紛失再発行された方は、新しいカードの番号が会員番号となります。切り替え前や紛失前にご利用されていた会員番号についてはご利用できませんので、ご注意ください。

■ ガイドブックについて

サービスメニューが掲載されている有料ガイドブック(2冊1組 720円税込・送料込)をご用意しております。

Honda Cカードでのお支払いとなります。

ご購入を希望される方はインターネットまたはお電話にてお申し込みください。

Honda C カード会員特約

第1条 (カードの名称)

株式会社クレディセゾン (以下「セゾン」という。) および会員規約に定めるカード会社 (以下「指定カード会社」という。) と本田技研工業株式会社 (以下「Honda」という。) とが提携して、セゾンまたは指定カード会社 (以下これらのいずれかを「カード会社」という。) が発行するカードの名称は Honda C カード (以下「本カード」という。) と称します。

第2条 (入会方法)

1. 入会申込者は、本特約および Honda キャッシュポイント規定ならびにカード会社の会員規約および別途定める楽天 Edy サービス利用約款、Honda C カード / Edy カード一体型特約、Honda C カード Club Off Alliance 会員規約 (以下これらを総称し「本規約等」という。) の内容を承認のうえ、カード会社および Honda (以下「両社」という。) に入会を申し込むものとします。
2. 本カードの会員 (以下「当会員」という。) は、両社が本人会員または家族会員として入会を認めた方とし、カード会社の会員資格 (以下「カード会社会員資格」という。) と本特約に基づく Honda の会員資格 (以下「Honda 会員資格」という。) を有するものとします。
3. 当会員と両社との間の本規約等に基づく契約 (以下「本契約」という。) は、両社が入会を承諾した日に成立します。また、本契約は、当会員が両社のいずれかの会員資格を喪失したときに終了します。
4. 本カードは、カード会社が所有権を有し、カード会社は、当会員に対し本カードを貸与します。当会員は、カードを善良なる管理者の注意をもって使用・保管し、カード上に表示された会員本人以外の者に譲渡・貸与などカードの占有を移転し、使用させることはできません。

第3条 (特典およびサービスの利用)

1. 当会員は、本カードを提示することにより本条に定める特典およびサービスを受けることができます。
2. 当会員は、カード会社が提供する特典およびサービスを受ける場合、カード会社所定の方法でその提供を受けることができます。
3. 当会員は、Honda 四輪販売店 (Honda Cars 店)、株式会社ホンダユーテック、Honda 二輪販売店 (Honda C カード二輪加盟店) (以下「Honda 販売店」という。) において Honda キャッシュポイント規定に基づく特典または Honda が定める特典およびサービスを受ける場合、Honda 所定の方法でその提供を受けることができます。
4. 当会員は、株式会社モビリティランドおよび株式会社レインボーマーターズスクールが提供する特典およびサービスを受ける場合、当該会社所定の方法でその提供を受けることができます。
5. 本条に定める特典およびサービスの取扱については、Honda キャッシュポイント規定第 21 条および第 22 条の規定を準用します。

第4条 (本カードによる車両購入)

当会員は、一部の Honda 販売店において、本カードによる車両購入に際して、その全部または一部の信用販売を受けられないことがあります。

第5条 (会員情報の取り扱いおよび開示・訂正・削除)

1. Honda は、当会員および退会者 (以下併せて「当会員等」という。) の個人情報 (本条 (1) に定めるものをいう。) につき、必要な個人情報保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱います。

(1) Honda は、以下の個人に関する情報 (以下「個人情報」という。) を収集・利用・保有します。

- ① 氏名・生年月日・住所・電話番号等、当会員等が入会申込時および

第7条において届け出た事項

- ②入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容
- ③本カードの利用内容（第8条において当社がカード会社から提供される内容）

- (2) Honda は、以下の目的のために個人情報を利用します。
ただし、当会員等が当該利用について中止を申し出た場合、Honda は業務運営上支障のない範囲で、これを中止します。(中止の申し出は、当会員等から末尾記載の Honda 相談窓口につながるものとします。)
- ① Honda キャッシュポイントの受付、還元業務
 - ②抽選および景品の発送
 - ③四輪自動車、二輪自動車、原動機付自転車、発動発電機、除雪機、耕運機、その他の製品およびそれらの用品・部品などの Honda およびその関係会社の取り扱う商品およびサービス、並びにモータースポーツ・社会貢献活動などのイベント・キャンペーン等（以下「Honda 商品等」という。）に関する情報のご案内
 - ④ Honda 商品等の品質向上・開発等を目的としたアンケート調査
- (3) Honda は、Honda の収集した当会員等の個人情報を統計的に処理し、活用することがあります。この場合、活用される情報には個人が特定される情報は含まれません。
- (4) Honda は、Honda の業務を第三者に委託する場合、当該業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託します。
2. 当会員等は、Honda に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示を求める場合には、末尾記載の Honda の相談窓口で Honda 所定の方法で連絡するものとし、Honda は所定の方法で開示します。万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、Honda はすみやかに訂正または削除に応じます。

第6条（当会員のHonda販売店への帰属）

1. 当会員は、入会申込書または変更届等に記載された Honda 販売店（以下「帰属 Honda 販売店」という。）に、Honda 所定の時期から帰属します。ただし、入会申込の方法によっては、販売店等に帰属しない場合があります。
2. 当会員は、Honda に申し出ることにより、帰属 Honda 販売店を変更し、または新たに帰属 Honda 販売店に帰属することができます。
3. 当会員は、Honda が、収集・保有した個人情報を帰属 Honda 販売店に提供することに同意します。
4. 当会員は、帰属 Honda 販売店が四輪自動車、二輪自動車、原動機付自転車、発動発電機、除雪機、耕運機、その他の製品、その用品・部品など自ら販売する商品およびそれらの商品に関する特典・サービスを当会員等に提供するため、並びにそれらの商品・特典・サービスについてのマーケティング活動のために利用することについて同意します。

第7条（変更届出事項の提供）

当会員は、当会員が Honda またはカード会社に対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があった場合、遅滞なく Honda またはカード会社に届け出ます。Honda またはカード会社的一方に対して変更の届出があった場合、届出を受けた Honda またはカード会社から届出を受けていない Honda またはカード会社に対し届け出られた情報を提供することに、当会員は、同意します。

第8条（利用内容の提供）

当会員は、カード会社が、第5条に定める利用目的のために、当会員の利用内容を Honda に提供することに同意します。

第9条（本特約に不同意の場合）

両社は、入会申込者および当会員が、本特約に基づく本カードの発行に必要な申込書等記載事項の記入、申告を行わなかった場合、または本特約の内容の全部もしくは一部に同意できない場合、本カードの発行を断ること、または両社で退会の手続きをとることができます。なお、両社が退会の手続きをとった場合でも、カード会社は、所定の手続きによりカード会社の会員規約に基づくクレジットカードの新規発行を行うことができるものとします。ただし、カード会社が不適当と認めた場合はこの限りではありません。

第10条（Honda会員資格の喪失）

1. Hondaは、当会員がHonda会員資格を有するに不適格であると認めた場合は、何らの通知、催告を要しないでHonda会員資格を喪失させることができます。なお、本人会員がHonda会員資格を喪失した場合は、その家族会員もHonda会員資格を喪失します。
2. 当会員が第1項によりHonda会員資格を喪失した場合、カード会社は、当会員のカード会社会員資格を取り消すことができます。
3. カード会社が当会員のカード会社会員資格を取り消した場合または当会員がカード会社の当会員を退会した場合は、Honda会員資格も喪失します。
4. 本条第1項または第3項に該当した場合には、当会員は、Hondaまたはカード会社の指示にしたがって、本カードをカード会社に返却し、または本カードに切れ込みを入れて破棄します。

第11条（本カードの年会費）

本カードの年会費は、以下のとおりとします。

	ゴールドカード	一般カード
本人会員	10,000円(税別)	1,500円(税別)
家族会員	1名様は無料。2名様以上の場合、2人目より1名様につき1,000円(税別)	1名様につき650円(税別)

※ 家族会員の年会費は、本人会員の年会費請求月にあわせてご請求します。

第12条（特約の変更ならびに承認）

1. UCカード会員規約第19条（規約の改定並びに承認）の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、UCカード会員規約第19条（規約の改定並びに承認）中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。
2. 本特約に定めのない事項については本特約を除く本規約等が適用されるものとします。

< Honda 相談窓口 >

本田技研工業株式会社 Honda Cカードサポートデスク

住 所 埼玉県和光市本町8-1

電話番号 0120-864-394

受付時間：10：00～12：00、13：00～18：00

土・日・祝日（年末年始・GW・お盆）はお休み

（2017年11月改定）

（カード会社へのお問い合わせ・相談窓口等は、カード会社の個人会員規約をご参照ください。）

Honda キャッシュポイント規定

第1条（目的）

1. 本規定は、株式会社クレディセゾン（以下「セゾン」という。）および会員規約に定めるカード会社（以下「指定カード会社」という。）

と本田技研工業株式会社（以下「Honda」という。）とが提携して、セゾンまたは指定カード会社（以下これらのいずれかを「カード会社」という。）が発行する「Honda Cカード」（以下「本カード」という。）の利用に応じ、Hondaが本カードの本人会員に対して提供する特典（以下「Honda キャッシュポイント」という。）の内容とその特典を受けるための条件を定めたものです。（家族会員は、本規定に基づく特典を受けることはできません。）

2. Hondaは、必要があると思われるときは本人会員にあらかじめまたは事後に文書等で通知することにより本規定を変更できるものとします。
3. Honda キャッシュポイントの特典の内容、諸手続に関する詳細については、別途 Honda が本人会員向けに発行するパンフレット、電子メール、web 画面その他の文書等に定めるところによります。

第2条（Hondaキャッシュポイント）

1. Honda キャッシュポイントとは、本規定に従い、本カードの本人会員に対し Honda が Honda キャッシュポイントを付与し、本人会員からの請求により、付与された Honda キャッシュポイントを本人会員に還元する制度です。
2. Honda キャッシュポイントのポイント還元（以下「ポイント還元」という。）は、(1) 本カード引き落とし口座に現金振り込みによるキャッシュポイント還元（以下「現金還元」という。）、(2) Honda が別途定める方法で Honda キャッシュポイントを Edy にて還元することによる「リアルタイム Edy バック」（以下「リアルタイム Edy バック」という。）または (3) Honda が別途定める方法で Honda キャッシュポイントを Edy にて還元することによる「いつでも Edy」（以下「いつでも Edy」という。）の三種類があります。但し、本人会員の保有する本カードの種別によっては、ポイント還元の方法が限られることがあります。
3. 還元金または還元される Edy は、本カードにより信用販売を受ける商品またはサービス等の購入金額（以下「カード利用代金」という。）に応じて Honda から付与される Honda キャッシュポイント（以下「ポイント」という。）の残高に基づき計算されます。
4. カード会社の会員資格および本カードの会員特約に基づく資格（以下一括して「会員資格」という。）を喪失した場合、本人会員は、ポイントを利用し、およびポイントの還元を受けることはできません。

第3条（ポイントの付与対象外）

カード利用代金には、キャッシングサービス、各種ローン、カード会社の年会費、保険掛金、Edy チャージ（但し、カード会社によりポイント付与対象となる場合もあります。）、その他別途 Honda が定めるものは、ポイント付与の対象に含まれません。

第4条（家族会員のカード利用代金）

家族会員のカード利用代金に基づくポイントの付与は、本人会員に対して行われます。

第5条（ポイントの付与月）

ポイントは、カード会社所定の方法によって締め切られたカード利用代金に応じて、カード会社が定めた締切日が属する月（以下「付与月」という。）に本人会員に付与されます。

第6条（ポイントの計算）

ポイントは、カード利用代金に Honda が設定した所定の率を乗じて計算されます。ただし、小数点以下の端数は、切り捨てとなります。

第7条（ポイントの蓄積と有効期限）

ポイントは、その付与月から起算して 60 か月間蓄積でき、その期間有効とします。ポイント付与月から起算して 60 か月を超えるものについ

ては、自動的に失効します。

第8条 (ポイント付与の取消し)

商品またはサービス等の購入の取消しにより、カード利用代金の全部または一部が取り消された場合は、取消し額に応じたポイントも Honda 所定の方法により取り消されます。

第9条 (ポイントのご連絡または照会)

1. Honda は、当月に Honda が本人会員に付与したポイント数およびそれまでに本人会員が蓄積した有効なポイント残高を、本人会員に対してカード会社から通知されるご利用代金明細に記載することにより通知します。
2. 本人会員は、Honda の定める四輪車（以下「Honda 四輪車」という。）を取扱う Honda の指定する販売店（以下「Honda 四輪販売店」という。）の内 Honda が定める端末が設置された販売店または Honda に問い合わせることにより、その営業時間中に限りポイント残高を照会することができます。
3. 本人会員は、Honda またはカード会社の所定の方法で、ポイント残高を照会することができます。
4. 本人会員がポイント還元を行った当月または翌月においては、前三項に基づき通知または照会したポイント残高と実際の有効なポイント残高が一致しないことがあります。

第10条 (ポイントに基づく還元申込みの条件)

1. 本人会員は、次の各号のいずれかに該当した場合、次の各号に定めるいずれか一つの方法によりポイント還元の申込みを行うことができます。但し、次の各号に定める購入、リース、車検または点検がキャンセルされた場合は除きます。また、第8条によりポイントが取り消される場合には、取り消されたポイントは、ポイント還元の対象にはなりません。
 - ① Honda 四輪販売店で、Honda 四輪新車を購入またはリースし、当該車両の登録または届出が完了した場合、現金還元またはリアルタイム Edy バックによるポイント還元
 - ② Honda 四輪販売店および株式会社ホンダユーテックで、Honda 四輪中古車を購入した場合、現金還元またはリアルタイム Edy バックによるポイント還元
 - ③ Honda 四輪販売店および株式会社ホンダユーテックで、Honda 四輪車の車検または12か月定期点検を受けた場合、現金還元またはリアルタイム Edy バックによるポイント還元
 - ④ Honda の定める二輪車（以下「Honda 二輪車」という。）を取扱う Honda の指定する販売店のうち本カードの加盟店（Honda C カード二輪加盟店）で、Honda 二輪車の新車を購入し、当該車両の登録または届出等が完了した場合、現金還元によるポイント還元
 - ⑤ 前四号にかかわらず有効なポイント残高が1,000ポイント以上ある場合、Honda 四輪販売店においていつでも Edy によるポイント還元
2. 一部の Honda 四輪販売店においては、リアルタイム Edy バックまたはいつでも Edy によるポイント還元の申込みができない場合があります。この場合、本人会員は、現金還元によるポイント還元の申込みのみを行うことができます。
3. 本人会員は、本条第1項①から④に規定するポイント還元事由における対象車両の使用名義人が本人会員または本人会員の同居の家族である場合に限り、ポイント還元の申し込みを行うことができます。
4. 本人会員は、現金還元、リアルタイム Edy バックまたはいつでも Edy の申込み（以下これらの申し込みを「ポイント還元申込み」という。）の時点で会員資格を有していなければなりません。

5. 既に行ったポイント還元申込みは、取消することができません。また、既に行ったポイント還元申込み時に指定されたポイント還元の種類は、変更できません。

第11条 (現金還元によるキャッシュバック)

1. 現金還元によるポイント還元申込みの手続は、本条に定めるとおりとします。
2. 本人会員は、Honda所定のポイント還元申込書に必要事項を記入し、第10条第1項①、②、③または④の販売店（以下「当該店」という。）の販売店名・拠点名の記入および押印並びに受付担当者の捺印を受けた上で、当該店備え付けの「ポイント還元申込用封筒」により本条第5項および第6項に定める書類をHonda相談窓口へ郵送する方法若しくは、販売店の店頭端末を使用する方法によって申し込みを行いません。
3. ポイント還元申込みの申込期間は、第10条第1項①に定める登録・届出が完了した月、同条第1項②に定める売買契約を締結した月、同条第1項③に定める車検もしくは12か月定期点検を実施した月、または同条第1項④に定める登録・届出等が完了した月（以下一括して「起算月」という。）の翌月1日から3か月を経過した月の末日までとします。（郵送での現金還元の場合は、起算月の翌月から数えて3か月目の末日の消印まで有効とします。例 1月に新車購入の場合、2月1日から4月末日の消印まで有効とします。）
4. ポイント還元申込みは、前条第1項①、②、③または④の一つのポイント還元事由による申込に対して1回限りとします。
5. 郵送での現金還元によるポイント還元申込みには、次の表に定める書類が必要です。但し、ポイント還元申込書がない場合、本人会員は、カード会社に設置されたHonda Cカードデスクに申し出ることにより、申し出時点のポイント残高が記載されたポイント還元申込書（再発行用）の発行を受けることができます。

対象商品	申込種別	申込書	添付書類
Honda 四輪車	新車購入・リース(届出・登録)	起算月以降に	不要
	中古車購入(売買契約)	発行されたポ	売買契約書のコピー
	車検実施	イント還元申	車検実施後の車検証コピー
	12ヶ月点検実施	込書	納品請求書のコピー
Honda 二輪車 (購入)	原付(~90cc)	起算月以降に	標識交付証明書のコピー
	原付(90cc超~125cc)	発行されたポ	
	軽二輪(125cc超~250cc)	イント還元申	軽自動車届出済証のコピー
	自動二輪(250cc超)	込書	車検証のコピー

6. 前項の書類に記載された氏名および住所とHondaに登録された本人会員の氏名および住所とが一致していない場合は、住所、氏名の異動を確認できる書類の添付が必要となります。

第12条 (リアルタイムEdyバックまたはいつでもEdyによるキャッシュバック)

1. リアルタイムEdyバックまたはいつでもEdyによるポイント還元申込みの手続は、本条に定めるとおりとします。
2. 本人会員は、Hondaが定める端末が設置された当該店の店頭においてHonda所定の方法でポイント還元申込みを行います。本人会員は、当該店にEdy機能を有する本人会員の本人カード(リポカードを除く)を提示し、当該店に手続を申込みします。
3. リアルタイムEdyバックのポイント還元申込みは、第10条第1項①、②または③の一つのポイント還元事由によるポイント還元申込に対してそれぞれ起算月から起算して4か月目の末日までとします。但し、当該期間中にリアルタイムEdyバックのポイント還元申込みがあった場合、有効なポイント残高について起算月から起算して6か

月日の末日までポイント還元申込みを行うことができます。但し、一月につき1回を限度とします。(例 1月に新車購入の場合、申込期間は1月から4月末日までです。この期間中に、リアルタイムEdyバックのポイント還元申込みがあった場合、有効なポイント残高についてさらに各月1回、6月末日までポイント還元申込みを行うことができます。)

- いつでもEdyのポイント還元申込みは、随時行うことができます。
- リアルタイムEdyバックまたはいつでもEdyによるポイント還元申込みには、Edy機能を有する本人会員の本人カード(リボカードを除く)および当該店から要求があった場合、本人確認のできる証明書等の書類の提示が必要です。

第13条 (ポイント還元の決定)

- Hondaは、前二条に基づく本人会員からのポイント還元申込みを受付けた後、所定の期間内に所定の審査を行い、そのポイント還元の可否を決定します。
- Hondaは、所定の審査により、本人会員がポイント還元申込みに関し不正および虚偽の行為をなしたと認めた場合または本規定、本カードの会員特約、楽天Edyサービス利用約款、Honda Cカード/Edyカード一体型特約、Honda Cカード Club Off Alliance 会員規約若しくはカード会社の会員規約を遵守していないと認めた場合は、当該本人会員へのポイント還元を拒否または保留することがあります。この場合、Hondaが本人会員に遅滞なくその旨を通知します。

第14条 (ポイント還元の対象となるポイント残高)

- ポイント還元の対象となる有効なポイント残高は、Honda所定のポイント還元申込書に表示されたポイント残高または当該店に設置するHondaが定める端末で確認できるポイント残高となります。但し、別途ポイント還元申込みがなされ、その手続中の場合は、このポイント還元申込みしたポイントを差し引いたものがポイント残高となります。
- 第10条第1項のポイント還元事由による一回のポイント還元の対象となるポイント残高は、Hondaが別途設定した所定数を上限値とし、上限値に達するまでのすべてのポイント残高がポイント還元されます。ポイント還元にあたっては、付与された時期の古いポイントから順に充当します。
- ポイント還元により、前項の上限数までのポイント残高は、全て消滅し、上限数を超える部分については、ポイント有効期限内において次回以降のポイント還元対象となるポイント残高として存続します。

第15条 (ポイント還元)

- Hondaは、前条に基づき還元対象となったポイントに対し、第13条第1項によりポイント還元が決定した場合、Hondaが設定した所定の率で換算した金額を以下の各号に定める方法によりポイント還元します。
 - ①現金還元の場合、ポイント還元決定日以降のHondaの所定日時点において、カード会社に登録されている本人会員のお支払預金口座に振り込むことにより支払う方法
 - ②リアルタイムEdyバックの申込みまたはいつでもEdyの場合、ポイント還元決定日以降、当該店に設置するHondaが定める端末もしくは楽天Edyサービス利用約款に定めるパーソナルリーダー・ライタを利用し、その後Edy運営会社である楽天Edy株式会社のホームページを利用してEdyカード機能を搭載する本人会員の本人カード(リボカードを除く)にEdyを蓄積する方法
- 第14条第2項により、Hondaは、それぞれのポイント還元事由ご

とに上限金額を設定することができます。

3. 本条第1項によりポイント還元が行われた場合であっても、第8条によりポイント付与の取消しがあった場合等正当なポイント還元が行われなかったときは、本人会員は、Hondaの定める方法により相当額をHondaに返還します。

第16条（他のカードとの取扱）

本人会員が本カードを複数枚保有している場合は、各カードごとにポイントの付与、蓄積、連絡、ポイント還元等を行いません。

第17条（公租公課）

本規定によるポイント還元について公租公課が課せられた場合、その公租公課は、本人会員が負担します。

第18条（ポイントの消滅）

理由の如何を問わず、本人会員が本カードの会員特約に基づく資格を喪失した場合、すでに蓄積されているポイントは、全て自動的に無効となるものとし、本規定における全ての権利義務は、自動的に消滅します。

第19条（ポイントの引き継ぎ）

本人会員が本カードを一般カードからゴールドカードに切替えた場合およびゴールドカードから一般カードに切替えた場合、切替え時に有効であったポイントは、所定の手続きにより切替え後のカードのポイントとして引き続き有効とします。

第20条（Hondaからの委託）

1. 当会員は、ポイントの付与、蓄積、連絡、ポイント還元等に関する事務処理を、Hondaからの委託に基づきカード会社が行うことを承認します。
2. 当会員は、リアルタイム Edy バックおよびいつでも Edy による Edy 付与等に関する処理を、カード会社の承諾のもと、Hondaからの委託に基づき楽天 Edy 株式会社または Honda が指定する会社が行うことを承認します。

第21条（Hondaキャッシュポイントに関する疑義等）

1. 理由の如何を問わず、当会員は Honda キャッシュポイントにおける権利義務を他人に貸与し、譲渡し、担保に供し、または相続させることができません。
2. ポイントの有効性、ポイント数、会員資格、ポイント還元申込みの手続きその他 Honda キャッシュポイントの運営に関して生ずる疑義は、Honda、カード会社および楽天 Edy 株式会社の決するところによります。

第22条（終了・中止・変更等）

1. Honda は、いつでも Honda キャッシュポイントを終了もしくは中止し、または内容を変更することができるものとし、本人会員は、その旨を承認します。
2. Honda は、いつでも第6条および第15条に定める Honda が設定した所定の率、第14条に定める上限値を変更できるものとし、本人会員は、その旨を承認します。
3. Honda キャッシュポイントの内容は、日本国の法令の下に規制されることがあります。

第23条（規約の適用）

1. 本規定において使用する Edy サービスに関する文言の意味は、特に指定のない限り楽天 Edy サービス利用約款で定義した内容に従います。
2. カード会社の提供する Edy 機能が付加された本カードの取扱いについては Honda C カード / Edy カード一体型特約を適用するものとします。

第24条（本規定、改定ならびに承認）

本規定が変更され、その変更内容を本人会員にお知らせした後に、本カードに関する取引があった場合又はお知らせ後1カ月の経過をもって、本人会員には内容をご承認いただいたものとみなします。

(2017年11月現在)

Honda Cカード / Edy カード一体型特約

第1条（定義等）

1. 本特約は、別記「申込会社一覧」記載のクレジットカード会社（以下「カード会社」という。）と本田技研工業株式会社とが提携して発行する、ユーシーカード株式会社（以下「UC」という。）の提供するEdyカード機能が付加されたHonda Cカード（以下「本カード」という。）の取扱いについて定めるものです。
2. 本特約において使用する文言の意味は、特に指定のない限り楽天Edyサービス利用約款（以下「Edy約款」という。）で定義した内容に従います。

第2条（本カードの取扱い）

1. 本カードの会員（以下「当会員」という。）が、本カードのEdyカード機能およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店において本カードを利用して商品等の購入または提供を受ける場合には、当該加盟店での本カード提示の際にいずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。
2. 使用方法を錯誤した場合に生じる不利益・損害等については当会員の負担とし、また当会員は使用方法を錯誤した場合の取引にもとづく債務についての支払義務を免れないものとします。

第3条（資格取消・機能の停止等）

1. カード会社は、カード会社の会員資格を取消された当会員及びカード会社の会員規約にもとづきクレジットカード機能を停止または中止されている当会員に貸与されている本カード（以下「利用停止カード」という。）のEdyカード機能を停止することができるものとし、またカード会社はそれぞれの判断で当会員に事前の通知・催告等を行うことなく、利用停止カードを現金自動支払機または現金自動預払機、加盟店等を通じて回収することができるものとします。
2. 前項にもとづきカード会社が回収またはカード会社が返還をうけた利用停止カードに未使用のEdyが蓄積されていた場合には、カード会社は、UC所定の方法で当該未使用のEdyの利用可能残高を確認し、UC所定の時期および場所において、当該残高に相当する金額からUC所定の換金手数料を差し引いた残額（以下「精算金」という。）をUC所定の方法で当会員に換金するものとします。ただし、カード会社が当会員に対する金銭債権（以下「カード会社債権」という。）を有するときは、カード会社は、カード会社債権と本項にもとづき当該当会員がカード会社に対して有する精算金請求債権との対等額をもって両債権の弁済期の如何を問わず相殺し、または当該当会員に対し換金すべき精算金を当該当会員に対し通知することなくカード会社債権に充当することができるものとし、当会員は、これを異議なく承諾するものとします。
3. 当会員は、精算金に利息・遅延損害金等は発生しないことならびにカードの回収・返還に伴いEdyを使用できないことによる損害（逸失利益及び機会損失を含みます。）について、UC及びカード会社が責任を負わないことを異議なく承諾するものとします。

第4条（有効期限・更新カードの発行）

1. 会員規約所定の有効期限経過後の本カード（以下「期間満了カード」という。）に未使用のEdyが蓄積されている場合には、当会員は引き続き当該未使用のEdyをEdy約款に従い利用した後、カード会社所定の方法により処理するものとします。ただし、新たにEdy約款に定めるEdyを購入し、当該期間満了カードにEdyを蓄積することはできないものとします。
2. 期間満了カードに蓄積されている未使用のEdyは、事由の如何を問わず換金できないものとします。ただし、UCが特に認めた場合またはEdy約款の規定にもとづき換金が可能である未使用のEdyについてはこの限りではありません。

第5条（任意退会時の処理）

1. 当会員が、カード会社の会員規約にもとづきカード会社所定の退会手続きを行なった場合には、以降当会員に貸与されている本カード（以下「退会済カード」という。）でクレジットカード機能を利用することはできないものとします。
2. 退会済カードに未使用のEdyが蓄積されている場合には、当会員は引き続き当該未使用のEdyをEdy約款に従い利用した後、カード会社所定の方法により処理するものとします。ただし、新たにEdy約款に定めるEdyを購入し、当該退会済カードにEdyを蓄積することはできないものとします。
3. 退会済カードに蓄積されている未使用のEdyは、事由の如何を問わず換金できないものとします。ただし、UCが特に認めた場合またはEdy約款の規定にもとづき換金が可能である未使用のEdyについてはこの限りではありません。
4. 退会に際して、Edyが蓄積されたカードをご返却いただいた場合であっても前項本文と同様とします。

第6条（会員番号の通知）

1. 楽天Edy株式会社のホームページにおいてEdyを購入する場合、Edy購入代金の支払い手段のクレジットカードとして、本カードが指定されます。
2. 会員は、前項のためカード会社が楽天Edy株式会社に対して本カードの会員番号を通知することについてあらかじめ承諾するものとします。

第7条（規定の適用）

1. 本特約に特段の定めがない場合は、本カードのEdyカード機能についてはEdy約款が、またクレジットカード機能についてはカード会社の会員規約がそれぞれ適用されるものとします。
2. 本特約とEdy約款またはカード会社の会員規約の内容が異なる場合には、本特約が優先的に適用されるものとします。

第8条（規定の変更ならびに承認）

本特約が変更され、その変更内容を当会員にお知らせした後に、本カードに関する取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、本会員には内容をご承認いただいたものとみなします。

第9条（Edyの蓄積限度等）

当会員は、本一体型カード1枚に蓄積することのできるEdyの限度額が金50,000円相当であり、限度額以上のEdyは、Edyギフトでしか受け取ることができないこと、Edyギフトの受け取り期間（発行から365日）経過後は、Edyギフトを受け取ることができなくなることを承諾します。

2019年6月現在

楽天 Edy サービス利用約款

第1条 (目的)

本約款は、ユーシーカード株式会社（以下「当社」といいます。）が発行する電子マネー Edy 及びそれが蓄積される Edy カードの利用について規定するもので、利用者の Edy 及び Edy カードに関する取引には本約款が適用されるものとします。

第2条 (定義)

本約款において使用する語句の定義は、次のとおりとします。

● Edy

楽天 Edy 株式会社所定の方式で利用者に発行する円単位の金額についての電子的情報であって、本約款に基づき利用者が商品等の代金の支払に使用することができる前払式支払手段である「楽天 Edy」及び「Edy」

● 楽天 Edy サービス

Edy の発行、Edy の購入情報及び残高情報の管理に加え、利用者が加盟店から商品等の販売又は提供を受ける場合において、当該商品等の代金の全部又は一部の支払いとして Edy を使用したときには、使用された Edy に相当する代金額と同額の金額を当社が加盟店に対して支払うサービス

● Edy カード

利用者が本約款に従って Edy を記録し使用するために必要な機能を備えた非接触 IC カード等

● Edy 番号

Edy カードに記載される番号であって、当該 Edy カードに記載される Edy 及び Edy による取引を特定するために割り当てられる16桁の数字

● 楽天 Edy マーク及び Edy マーク

Edy カードであることを認識するために Edy カード券面に表示され、また加盟店標識として使用される楽天 Edy サービスのマーク

● 利用者

Edy カードを正当に保有する方であって、当社が発行する Edy を正当に入手して当社の定める方法で Edy を使用する方

● 加盟店

楽天 Edy 株式会社の Edy の取扱いに関する加盟店契約により、商品等の販売及び提供に係る代金の支払いについて利用者が Edy を使用することができる事業者

● 商品等

利用者が販売又は提供を受ける物品、サービス、ソフトウェア、デジタルコンテンツ及び権利等

● Edy 端末

商品等の購入又は提供の代金の支払いについて利用者が Edy を使用するために必要となる機器であって、加盟店又はその指定する場所に設置される端末機器

● Edy チャージャー

利用者が本約款第7条により Edy の発行を受けることのできる端末機器

● パーソナルリーダー・ライター

インターネットを介して利用者が Edy の発行を受ける際又はインターネットを通じて購入若しくは提供を受ける商品等の代金の支払いに Edy を使用する際に必要となる端末機器（その他の機器に内蔵される端末機器も含む。）

● 提携会社

当社から Edy の発行に関する事務の委託を受け、当社から利用者に対する Edy の発行に関する事務を履行する事業者

●他機能提供者

Edy カードがクレジットカード等、同時に他のカード機能（以下「他のカード機能」という。）を有する場合に、利用者に対してその他のカード機能を提供する事業者。

●会員規約等

クレジットカード会員規約等、Edy カードが同時に他のカードの機能を有する場合に、その他のカードの利用に関して利用者に適用される規約、または規定。

第3条（Edyカードの貸与等）

1. Edy カードの所有権は他機能提供者に属し利用者は、本約款及び会員規約等に基づき他機能提供者から Edy カードの貸与を受けるものとします。利用者は、貸与された Edy カードを、善良なる管理者の注意をもって管理使用するものとします。
2. 利用者は、本約款上の地位を第三者に譲渡できず、また Edy カードを第三者に再貸与、譲渡、その他担保として提供することはできないものとします。利用者は、これに違反した結果発生した損害を、当社または他機能提供者に対して一切請求できないものとします。

第4条（楽天Edyサービスの利用）

1. 利用者は、当社が発行する Edy の使用について、本約款を遵守してください。
2. 利用者は、楽天 Edy マーク及び Edy マークを掲示した加盟店で、商品等の購入又は提供の代金の支払いに Edy を使用することができます。

第5条（パーソナルリーダー・ライタの取扱い）

1. 利用者は、インターネットを利用した取引において Edy の使用を希望する場合、別途パーソナルリーダー・ライタを利用者の費用により入手してください。
2. 利用者は、パーソナルリーダー・ライタを、利用者が使用する機器（以下「パーソナルリーダー・ライタ接続機器」といいます。）に当社所定の方法に従い使用してください。なお、機器の種類によっては、パーソナルリーダー・ライタの使用ができない場合がありますので、事前にご確認ください。

第6条（Edyの取扱い）

1. 利用者は、違法、不正又は公序良俗に反する目的で Edy を使用することはできず、かつ、営利目的に Edy、Edy カード又はパーソナルリーダー・ライタを使用しません。
2. 利用者が Edy カード 1 枚に記録することのできる Edy の上限は、Edy カードに記載されている金額とします。利用者は、上限の範囲内であれば何度でも、本約款に基づき当社から Edy の発行を受け、Edy カードに記録することができます。
3. Edy の未使用残高は、Edy 端末、パーソナルリーダー・ライタ接続機器又は Edy チャージャー等の画面に表示させる方法により確認することができます。
4. 利用者は、Edy、Edy カード又はパーソナルリーダー・ライタの破壊、分解又は解析等を行ってはならないものとし、理由のいかんにかかわらず Edy の複製を試みたり、そのような行為に加担及び協力しません。

第7条（Edyの発行）

1. 利用者は、Edy の発行を希望するときは、楽天 Edy 株式会社所定の方法により手続を行います。
2. Edy が利用者の Edy カードに記録された時点をもって、利用者に対し Edy が発行されます。
3. 1 回に発行される Edy の額は、金 25,000 円相当を限度とし、かつ、利用者は、楽天 Edy 株式会社所定の金額単位でのみ発行を受

けることができます。

4. 利用者が支払う Edy の発行対価は、利用者から当社に対し、楽天 Edy 株式会社又は提携会社を通じて支払われます。
5. 利用者は、楽天 Edy 株式会社又は提携会社所定の時間内に限り、Edy の発行を受けることができます。ただし、停電、機械故障、システム保守点検、偽造その他安全管理上やむを得ない事由により、Edy の発行が中止されることがあり、この場合、利用者は異議を述べません。

第8条 (Edyの使用)

1. 利用者は、商品等を購入し又は提供を受ける際に、Edy カードに記録された Edy を使用して、加盟店に当該商品等の代金を支払うことができます。ただし、加盟店により、一部の商品等については、その代金の支払いには使用できない場合があります。
2. 利用者が加盟店の店頭において商品等の代金を Edy で支払う場合には、当該加盟店において当該商品等の代金額が Edy 端末に入力された後、利用者は、Edy カードを Edy 端末の定められた部分に触れさせることにより（加盟店に代行させる場合を含み、以下同様とします。）商品等の代金額に相当する Edy を Edy 端末に移転させ、当該加盟店に対する商品等の代金を支払います。この場合、商品等の代金額及び使用後の Edy の残高が Edy 端末に表示されますので、利用者は、その表示された内容に誤りがないかどうか、ご確認いただき、誤りがあった場合には、速やかに当該加盟店に対してお申し出ください。
3. 利用者が加盟店に対し、インターネットを通じて Edy により商品等の代金を支払う場合には、利用者は、パーソナルリーダ・ライタ接続機器の画面の指示に従い、Edy カードより商品等の代金額に相当する Edy を Edy 端末に移転させて、加盟店に当該代金を支払います。
4. 前二項の場合、Edy 端末又はパーソナルリーダ・ライタ接続機器に支払いが完了した旨の表示がされたときに、利用者の Edy カードから加盟店の Edy 端末に対する Edy の移転が完了し、これにより当該 Edy 相当額の金銭の加盟店に対する引渡しと同様の効果が発生します。
5. 利用者は、本条第2項及び第3項の場合において、Edy が正常に移転するまで、Edy カードを Edy 端末の定められた部分に触れさせてください。Edy カードを Edy 端末の定められた部分に触れさせたにもかかわらず、Edy が正常に移転しなかった場合、利用者は、加盟店の指示に従ってください。
6. 利用者は、Edy により加盟店から購入又は提供を受けた商品等の瑕疵、欠陥、その他利用者と加盟店との間に生じる取引上の一切の問題については、利用者との間で解決します。
7. 当社及び楽天 Edy 株式会社は、利用者との間に生じた問題について、責めを負わないものとします。

第9条 (Edy使用後の取扱い)

前条第4項に定める Edy の移転後、利用者との間に生じた Edy 移転の原因となる商品等の購入又は提供に係る取引の無効が判明し、又は、当該取引の取消し、解除が行われた場合であっても、利用者は、当社及び当該加盟店に対して当該 Edy の移転の無効又は取消しを求めることはできません。この場合、利用者との間の精算は、現金等により行われます。

第10条 (楽天Edyサービスの利用中止等)

1. 当社が次のいずれかに該当すると認定した場合には、利用者に予告することなく楽天 Edy サービスの利用を全面的に又は部分的に中止することがあります。
 - (1) Edy カード若しくはこれに記録された Edy（利用者の保有か否かを問わない）が偽造、変造若しくは不正作出されたとき、又

はその疑いのあるとき。

- (2) Edy（利用者の保有か否かを問わない）が不正使用されたとき又はその疑いのあるとき。
 - (3) Edy カード若しくはパーソナルリーダ・ライタの破損、電磁的影響その他の事由により Edy が破壊及び消失したとき又は楽天 Edy サービスに関するシステムの障害その他の事由により Edy 端末が使用不能となったとき。
 - (4) 楽天 Edy サービスに関するシステムを管理運用する会社の休業日、休業時間又は保守管理その他の事由により楽天 Edy サービスに関するシステムの全部又は一部を休止するとき。
 - (5) 利用者による Edy の使用が本約款に違反し、又は、違反するおそれのあるとき。
 - (6) 利用者による Edy カード又はパーソナルリーダ・ライタの利用が本約款に違反し、又は、違反するおそれのあるとき。
 - (7) その他やむを得ない事由が生じたとき。
2. 前項の楽天 Edy サービスの全部又は一部の利用中止により、利用者 に不利益又は損害が生じた場合でも、当社の故意又は重過失による場合を除き、当社はその責任を負いません。
 3. 利用者は、Edy カード又はこれに記録された Edy が、偽造、変造又は不正作出されたものであることを知ったときは、Edy カード又は Edy を使用できません。この場合、利用者は当社に対して当社所定の方法によりその旨を直ちに通知するとともに、偽造、変造又は不正作出された Edy カード又は Edy を当社所定の方法により当社に提出します。

第11条（Edyカードの紛失、盗難等）

Edy カードの紛失、盗難その他の事由により Edy カードに記録された未使用の Edy が紛失し、又は第三者に不正使用されたことにより損害が生じた場合であっても、当社の故意又は重過失による場合を除き、当社は、その責任を負いません。

第12条（Edyに生じた事故）

1. Edy カードに記録された Edy が、Edy カードの破損、電磁的影響その他の事由により破壊され又は消失した場合、利用者は当該 Edy カードを直ちに当社所定の方法により提出することとします。
2. 当社は、前項の Edy カードについて未使用のまま破壊又は消失された Edy の金額を当社所定の方法で確認し、これによって未使用のまま破壊又は消失された Edy に相当する金額を当社が確認できた場合には、当社所定の方法でその金額を利用者に返還します。

第13条（Edyの払戻し）

1. Edy の払戻しは、前条第2項、本条、第19条及び第21条に定める場合又は当社が特に認める場合を除き、行うことができません。
2. 当社の都合により楽天 Edy サービスを全面的に終了する場合には、利用者は、当社に対して Edy の払戻しを申し出ることができます。この場合、当社は、当社所定の場所において当社所定の方法により、利用者の Edy カードに記録された未使用の Edy の金額を確認し、その金額の払戻しを行います。なお、払戻しを実施した Edy カードは、以後 Edy カードとして使用することはできません。
3. 当社は、払戻しを求める利用者が正当な Edy カードの所持者であることが確認できない場合又は未使用の Edy の金額を確認できない場合は、払戻しの申し出を断ることができます。
4. 第2項に定める場合を除き、Edy の払戻しを行う場合には、当社所定の払戻手数料を申し受けることがあります。

第14条 (Edyカードの返却)

1. 利用者は、Edy カードに付帯する個別のサービスの有効期間満了その他の理由により、当該カードを他機能提供者に返却する場合には、Edy カードに記録された Edy を使い切り、他機能提供者の指示に従い当該 Edy カードの返却を行います。
2. 前項の場合において、Edy を使い切ることなく、Edy が記録された状態の Edy カードを当該 Edy カードの発行会社に返却した場合には、利用者は、当該 Edy の使用权を放棄したものととして取り扱われることを、あらかじめ同意します。

第15条 (特典等の扱い)

利用者は、ポイントサービスや割引サービス等を提供する事業者（以下「ポイント事業者等」といいます。）が利用者との約定に基づき Edy と関連して独自のサービスを提供するに当たり、ポイント事業者等及び当社が別途定める事由により利用者に当該サービスに付随して付与される特典等が付与されない場合があることにあらかじめ同意します。

第16条 (個人情報の取扱い)

当社は、本約款に基づく取引において、原則として、利用者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号。その後の改正を含む。）第2条第1項に定義する個人情報をいい、以下「個人情報」といいます。）を取得しません。ただし、当社は、払戻しの手続を行うに当たり、利用者の住所、氏名その他の情報を取得することがあります。この場合、当社は、取得した情報を払戻しの手続及びこれに関する問い合わせのためにのみ利用することとし、また善良なる管理者としての注意をもって当該情報を管理します。

第17条 (Edy使用情報の取得等)

利用者は、楽天 Edy 株式会社が楽天 Edy サービスを運営する上で取得した Edy の使用履歴情報が楽天 Edy 株式会社に帰属することに同意し、楽天 Edy 株式会社がそれらの情報を利用者個人を特定することなく利用すること及び第三者に対してこれらの情報を提供することにあらかじめ同意します。ただし、当該情報が個人情報に該当する場合には、同法及びこれに基づく政令、ガイドライン等並びに楽天 Edy 株式会社の社内規程の定めに従い、かかる情報を取り扱うこととします。

第18条 (調査)

1. 当社及び楽天 Edy 株式会社は、Edy の安全性を高める目的及び当社が不適当と判断する Edy の使用を防止する目的等のために調査、情報の取得を行うことがあります。
2. 利用者は、当社及び楽天 Edy 株式会社が前項の目的のため利用者における Edy の使用状況について調査、情報の取得を行い、法令等に基づく場合又は捜査機関、税務署その他国の機関からの要請その他当社が必要と認める第三者に当該情報を開示する場合があることにあらかじめ同意します。ただし、当該情報が個人情報に該当する場合には、同法及びこれに基づく政令、ガイドライン等並びに当社及び楽天 Edy 株式会社の社内規程の定めに従い、かかる情報を取り扱うこととします。

第19条 (利用資格の取消し)

当社は、利用者が以下の各号のいずれかに該当したときは、直ちに当該利用者の楽天 Edy サービスの利用資格を取り消すことができます。この場合、当社は、事前の通知催告を要せず、当該利用者に対し楽天 Edy サービスの利用を中止することができるものとし、利用者はこれを異議なく承諾するものとし、

- (1) 本約款に違反した場合
- (2) 反社会的勢力である又はその疑いがあると当社が判断した場合
- (3) 楽天 Edy サービスの利用に関し、自ら又は第三者を利用して脅

迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき、若しくは風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害した場合

- (4) 楽天 Edy サービスが犯罪に利用されている又は利用された疑いがあると当社が判断した場合
- (5) その他利用者の楽天 Edy サービスの利用状況等から、楽天 Edy サービスの利用者として不適格と当社が判断した場合

第20条（加盟店及び商品等）

1. 楽天 Edy 株式会社と加盟店との加盟店契約の締結及び終了等の事由により、加盟店の数が増減することがあります。
2. 楽天 Edy 株式会社と加盟店は、販売又は提供に係る代金について Edy を使用することのできない商品等を個別に追加、変更することができます。

第21条（楽天Edyサービスの終了等）

1. 当社は、社会情勢の変化、法令の改廃、又は当社の都合等その他の事由により、楽天 Edy サービスの取扱いを全面的に終了することがあり、この場合、当社は、利用者に対して当社所定の方法で事前に通知します。
2. 利用者は、前項の通知を受けたときは速やかに、未使用の Edy について払戻しの手続を行います。

第22条（制限責任）

楽天 Edy サービスを利用することができないことにより利用者に生じた不利益又は損害については、当社はその責任を負いません。ただし、当該不利益又は損害が当社の故意又は重過失にもとづく場合を除きます。なお、逸失利益、機会損失については、当社は責任を負いません。

第23条（約款の変更）

当社は、あらかじめ利用者に対して当社所定の方法により変更内容を告知することにより、本約款を変更することができます。当該告知後、利用者が Edy の発行を受け又は Edy を使用したときは、当社は利用者が当該変更内容を承認したものとみなします。

第24条（合意管轄裁判所）

利用者は、本約款に基づく取引に関して万一当社との間に紛争が生じた場合、当社の本店の所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

第25条（Edyカードにおける制約等）

1. 当社は、Edy カードの取扱い等に関して、他機能提供者に協力を求める場合があります。
2. Edy カードの利用者は、他機能提供者との会員規約等により Edy カードが回収された場合や他のカード機能に関連する制約がある場合などにおいて、Edy 及び Edy カード機能の利用の一部が制限されることがあることを異議なく承諾します。

附 則

本約款は、平成24年6月1日から適用します。

【エディ、Edyカードまたは本約款に関するお問い合わせ】

ユーシーカード株式会社
東京都港区台場2-3-2
03-6893-8412

Honda C カード Club Off Alliance 会員規約

本田技研工業株式会社との契約に基づき、株式会社リラックス・コミュニケーションズは Honda C カード Club Off サービスの運営を行うものとし、会員規約を定めるものとします。

株式会社リラックス・コミュニケーションズ（以下「弊社」という）は弊社の運営する「Club Off Alliance」（以下「本クラブ組織」という）のサービス（以下「本サービス」という）をご利用されるお客様（以下「会員」という）に、次の「Club Off Alliance 会員規約」（以下「本規約」という）を設けております。本規約および第 23 条に定める「個人情報の取り扱いについて」にご同意の上、本サービスのご利用をお願いいたします。尚、本サービスをご利用することによって、本規約および第 23 条に定める「個人情報の取り扱いについて」の内容に同意したものとみなします。

第1条<目的>

本クラブ組織は、会員に対し本規約に従って情報とサービスを提供し、会員のより充実した健康で豊かな楽しい生活をサポートすることを目的とします。

第2条<基本的事項の遵守>

本サービスのご利用に際し、会員には、本規約に定める諸事項、各種提携サービス毎の利用方法の他、サービス利用の一般的なマナーやモラル、および技術的ルールを遵守していただきます。

第3条<基本的事項に反する場合の措置>

本規約第 26 条に定める禁止事項のほか、第三者に迷惑・不利益を与える等の行為、弊社ならびに本クラブ組織のサービスに支障をきたす恐れのある行為、また本規約に著しく反するなど、弊社が不適切と判断する行為を行う会員には、本サービスの利用をお断りする場合があります。

第4条<会員側の利用環境を要因とする諸影響>

弊社ならびに本クラブ組織の提供するサービスは、文字（日本語表示）やメール、電話、パソコン、携帯電話、プリンターなど（以下「各種機器」という）の機種や諸設定が適切になされている方を対象としています。この条件にあてはまらない方の動作結果やそれがもたらす諸影響に関して、弊社ならびに本クラブ組織は一切の責任を負いません。また、上記条件を満たしていても、その他、会員側の各種機器の環境設定に関する全ての事情（弊社ならびに本クラブ組織の管理の及ばない全ての原因を含む）によって、本サービスが正しく作動しない場合も、それがもたらす諸影響に関して、弊社ならびに本クラブ組織は一切の責任を負いません。

第5条<ご利用の条件>

本サービスをご利用できるのは、本規約に同意したお客様のみです。また、弊社と業務提携など法人契約した提携先企業を介してお客様に本サービスの付帯・提供・募集を行う場合がございます。その場合の本サービスを利用する会員は、ご利用に際し本規約に定める事項のほか、提携先企業の定める一定のご利用条件が付されることがあります。

第6条<会員登録>

本サービスのご利用にあたり本クラブ組織への会員登録が必要な場合がございます。その際は、会員登録前に本規約にご同意の上、本クラブ組織へのご登録をお願いいたします。会員登録されるお客様には、ご自身に関する真実かつ正確なデータを所定の書式に入力し、本クラブ組織に登録していただきます。また、登録データが常に真実かつ正確な内容を反映するものであるように適宜修正していただきます。

第7条<本サービス利用上の注意点>

本サービスは会員への情報提供を目的としているものであって、会員は宿泊施設その他のサプライヤーと直接契約を結んでいただくこととなります。弊社は予約確認書を送付する事務を行うことはあっても、会員との間で直接契約する関係には立ちません。また、サービスの内容が会員の要求に合

致することについて弊社は一切保証するものではありません。会員は、宿泊などのサービスを受けるにあたっては宿泊施設その他のサプライヤーの定める約款に従うものとします。

第8条<免責>

弊社ならびに本クラブ組織は、本サービスについて、宿泊施設やその他のサプライヤーと会員のトラブルに関しては、一切の責任を負わないものとします。

第9条<会員の自己責任>

会員が本サービスを利用するにあたり自ら行った行為および自己のID番号等によりなされた一切の行為ならびにその結果について、自らの行為の有無、過失の有無を問わず、会員はその責任を負担するものとします。また、本サービスを利用するにあたり、第三者に損害を与えた場合、会員は自己の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとします。会員が本規約に違反して弊社に損害を与えた場合、弊社ならびに本クラブ組織は当該会員に対して被った全ての損害の賠償を請求することが出来るものとします。また、会員は本サービスの利用に起因して会員のパソコンなどの通信機器又はデータに発生した損害について全責任を負うものとし、弊社は一切責任を負いません。

第10条<ID番号・パスワード>

会員は、ID番号およびパスワードの管理責任を負うものとします。特にパスワードは絶対に他人に知られないようにして下さい。会員は、自己のID番号およびパスワードなどの使用に起因して生じる全ての事柄に対して全責任を負い、自己のID番号、パスワード（第三者による不正又は誤使用を含む）に起因して会員に生じたいかなる損害にも弊社は責任を負いません。

第11条<会員の個人データの変更>

本サービスのご利用の際、またはご登録した会員の個人データ（含ID番号・パスワード）に変更が生じた場合、会員はWebサイト上または所定の手続きに従い、速やかに個人データの変更を行うものとします。会員による個人データの変更不備、或いは誤りが原因で、本サービス利用上の支障が生じても弊社ならびに本クラブ組織は一切責任を負いません。

第12条<クレジットカードデータの変更>

会員が所有し、本サービスに登録済みの決済情報（クレジットカード種別・番号・有効期限、等）に変更が生じた場合、会員は速やかにWebサイト上または所定の手続きに従い更新および変更を行うものとします。

第13条<会員種別および各種会費ならびに会員サービス特典適用の範囲>

本サービスのご利用にあたり本規約を承認した方、または本クラブ組織の目的に賛同し本規約を承認の上、所定の申し込み手続きを行い、本クラブ組織の承認を受けた後、別に定める入会金および会費を所定の方法および期日までにお支払い頂いた方を会員と認定します。これについては再登録時も同様の扱いとします。会員の種類にはVIP会員とスタンダード会員の2つの種類があり、会員本人が任意に選ぶことが可能です。その入会金および会費は以下のとおりとします。また、金額につきましては予告無く変更する場合がございます。尚、会員本人が同伴する場合、原則としてその同伴者にも同条件でサービス特典が適用されます。ただし、同伴者のサービス特典条件は一部制限される場合がございます。また、サービス特典は予告なく変更される場合があります。最新のサービス特典の内容は、会員が情報を得る本日現在のWebサイト上に表示された内容による事とし、弊社ならびに本クラブ組織発行の会員に提供するガイドブックなどの各種紙媒体および業務提携先企業で告知したものは参考情報とします。

(1) VIP会員

会費 月額会費：500円＋消費税／1人

本クラブ組織のWebサイトにVIP会員用に掲載されている各種別毎のサービス特典が得られるものとします。

(2) スタンダード会員

会費 無料 / 1人

本クラブ組織のWebサイトにスタンダード会員用に掲載されている各種別毎のサービス特典が得られるものとします。

第14条<会費の支払い>

会費の支払いは、原則としてクレジットカードによる決済とし、そのクレジットカードの指定口座より所定期日に引き落とします。尚、正式なお手続きがなされない場合、弊社ならびに本クラブ組織は会員等に通知することなくサービスの利用を停止または変更等を行なうことができるものとします。ただし、業務提携などによる法人契約を介した個人の入会金および会費の支払方法は別に定めることができるものとし、別に定めのある場合にはそれに従うものとします。

第15条<会員資格の起算および会員資格有効期限>

(1) 会員の資格の起算は以下のとおりとします。

1. Webサイトからの入会の場合

Webサイトから入会申し込みをした場合、その資格は即日からの起算となります。

2. 所定の入会申込書での入会の場合

本クラブ組織にて前月の20日までに申込書を受領した場合、当月1日から会員資格が起算されます。

3. 業務提携などによる法人契約を介した会員の会員資格の起算および期間は別に定めるものとします。

(2) ご利用にあたり会員登録が必要な場合の通常有効期限は毎月1日から同月末日迄の1ヵ月間、また月途中入会者の場合は会員資格起算日から同月末日迄の期間とし、以降、会員からの申し出が無い場合は1ヵ月毎の自動更新とします。

(3) 業務提携などによる法人契約を介した会員は、会員が所属する法人・団体と弊社が締結した本サービスの利用に関する契約に準じた有効期間となります。

第16条<会員資格のアップグレードとダウングレード>

会員は別に定める所定の手続きを行い、本クラブ組織の承認を受けることで、VIP会員とスタンダード会員の2つの属性の会員資格を1ヵ月単位で任意に移動することができるものとします。ただし、業務提携などによる法人契約を介した会員は、会員が所属する法人・団体と弊社が締結した本サービスの利用に関する契約に準じ、移動することができない場合があります。

第17条<ポイント制度>

(1) 本クラブ組織は別に定めるCOAポイントプログラム(以下『CPP』という)規約に同意した会員のみ会員資格取得と同時にCPPの特典を付与することがあります。

(2) 本クラブ組織は、会員が退会または会員資格を喪失した場合はその特典はその行為と同時に抹消できるものとします。

(3) 業務提携などによる法人契約を介して本サービスを利用する会員は、ご利用に際しCPPに対し一定のご利用条件が付されることがあります。

(4) 業務提携などによる法人契約を介して本サービスを利用する会員は、CPPのご利用ができない場合もあります。

(5) 業務提携などによる法人契約を介して本サービスを利用する会員は、会員が所属する法人・団体と弊社が提携を解消した場合、CPPの特典がなくなるものとします。

第18条<退会の届け出>

(1) 会員が本クラブ組織を退会する場合は、原則として会員本人が退会当月(登録抹消当月)の前月の20日までに届け出を行うこととします。尚、退会届け出とは、会員が所定の用紙を、所定の宛先に、所定の方法で提出して、退会の申し出を行い、本クラブ組織がそれら全てを受

領した時点までを指します。

- (2) 業務提携などによる法人契約を介した会員は、会員が所属する法人・団体と弊社が締結した本サービスの利用に関する規約に準じ、その法人・団体からの退会申請に基づき、退会とさせていただきます。

第19条<会員資格の取り消し>

本クラブ組織は会員が次の何れかの事由に該当した場合、会員の会員資格を取り消すことができるものとします。

- (1) 会員が本規約に定める規約事項に違反した場合。
- (2) 会員が各クレジットカード会社の会員規約、特約に違反した場合。
- (3) 本クラブ組織が会員として相応しくないと判断した場合。
- (4) 業務提携などによる法人契約を介した会員は、会員が所属する法人・団体を退職・脱会した場合。
- (5) 会員が総会屋、暴力団およびそれらの構成員またはこれらに準ずる者（以下、「暴力団等反社会的勢力」とする）である、もしくは暴力団等反社会的勢力に協力・関与している事が判明したとき。

第20条<本サービスの種類>

会員は本クラブ組織が指定した商品の購入またはサービス特典の提供を受けられるものとします。また、その内容、価格、利用方法などは本クラブ組織の会員が情報を得る本日現在の最新の Web サイトに掲載されたものによることとし、弊社ならびに本クラブ組織発行の会員に提供するガイドブックなどの各種紙媒体、および、業務提携先企業で告知したものは参考情報とします。

第21条<IDカードの発行>

- (1) 本サービスをご利用する会員または、本クラブ組織により入会を承認され、所定の手続きをされた会員に対し ID カードを発行されることがあります。
- (2) 業務提携などによる法人契約を介した会員は、本サービス利用のための ID 番号の記載された提携カードが発行されることがあります。その提携カードの扱いについては、各契約先の企業・団体の規約・特約に準じます。

第22条<IDカードの紛失>

- (1) 会員が ID カードを紛失した場合は、会員は所定の手続きに従い、直ちに本クラブ組織に対し、紛失した ID カードの使用停止および ID カードの再発行届け出を行うものとします。ただし、再発行のための費用は全額会員の負担といたします。
- (2) 業務提携などによる法人契約を介した会員は、本サービス利用のための ID 番号の記載された提携カードが発行されることがあります。その場合、会員は契約先の企業・団体に対して届け出を行うものとします。ただし、発行のための費用については契約先の企業・団体の定めによるものとします。

第23条<個人情報の取り扱いについて>

弊社ならびに本クラブ組織は、本サービスをご利用される方または会員登録をされた方（以下「会員等」という）の個人情報に関し、別途定める「個人情報保護に関する基本方針」に基づき適切な取り扱いに努めるものとします。また、会員等は本サービスのご利用にあたって、弊社ならびに本クラブ組織の定める「個人情報の取り扱いについて」の内容を承認のうえ、本サービスを利用するものとします。

(1) 個人情報の利用目的

弊社ならびに本クラブ組織が自ら個人情報を取得する、または、他社から委託された個人情報の利用目的は次のとおりとします。

1. 各種会員制サービスの募集・提供・管理に関するため
2. 当社サービスに関する情報提供資料を送付するため
3. イベント開催に関する参加者募集・管理に関する業務のため

4. お問い合わせに関する回答・資料の発送のため
- (2) 個人情報の取得方法と内容
会員等が本サービスを利用するにあたり、申込書面、Web 申込入力画面、ファックス、電話での通話記録（録音させていただく場合があります）によって、以下の個人情報を取得します。
 1. 姓名、郵便番号、住所、生年月日、性別、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス、職業、勤務先等の会員等がご利用時または会員登録時に届け出た事項。
 2. 会員等が本サービスの利用にあたって、申し出（利用内容、申込内容、画像データ、音声、クレジットカード種別・番号・有効期限・口座番号等の決済情報、等）により届け出た事項。
- (3) 個人情報の第三者提供について
本サービスの本来的・付随的な機能・サービス等の提供および会員等の依頼に基づくサービスの提供のため業務に付随し、以下のとおり第三者に個人情報を提供する場合があります。
 1. 提供の目的
宿泊・旅行・チケット等の手配およびその利用料金補助精算業務、利用動向分析・把握を行うため、お問い合わせに関する回答・資料の発送のため
 2. 提供する個人情報の項目
氏名、性別、年齢、住所、電話番号、電子メールアドレス、パスポート番号、ID 番号、申込内容
 3. 提供する方法
書面、電話での口頭伝達、ファックス、電磁的記録媒体の受渡・電子メール等の電磁的通信手段
 4. 提供を受ける者
運送会社・宿泊施設・旅行代理店・保険会社・チケット斡旋店等各種サービス提供企業、業務提携などによる法人契約を介して本サービスを利用する会員等の場合はその契約主体の法人
- (4) 個人情報の委託について
本サービスの提供にあたり、サービスの受付決済業務、情報提供資料などの発送業務、システムメンテナンス業務、会員証発行業務などを業務の遂行に必要な範囲で保護措置を講じた上で個人情報の取り扱いを第三者に委託する場合があります。

第24条<個人情報の開示、訂正、削除>

弊社ならびに本クラブ組織では、個人情報およびその利用目的の開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去およびに第三者提供の停止の求め、また、個人情報取り扱いの委託による各種サービス等を受けたくない旨のお申し出があった場合、ご本人の確認をさせていただいた上で、すみやかに対応させていただきます。尚、お問い合わせについての窓口は以下各号のとおりとなります。また、個人情報のご提供は任意ですが、必要な個人情報をご提供いただけない場合には、個人情報に基づく本サービスがご利用になれないこともございますのでご了承願います。

- (1) 個人情報に関するお問い合わせ先
個人情報保護管理者 個人情報保護管理担当 執行役員
(Email : privacyRX@relo.jp)
- (2) 弊社と業務提携などによる法人契約を介して本サービスを利用する会員等からの開示、訂正、削除等の求めについては、その内容により、個人情報の委託元が提携先企業である場合など、提携先企業への連絡をお願いする場合や、提携先企業からその求めに応じることがあります。

第25条<会員のプライバシー保護>

弊社ならびに本クラブ組織は業務上知り得た会員の情報を他に漏らすことのないよう、会員のプライバシー保護に十分注意を払うものとし、

会員は弊社ならびに本クラブ組織と機密保持契約を結んだ各カード会社および宿泊施設やその他のサプライヤー間において、会員の属性、信用およびサービスの利用状況などの情報提供または交換がなされることを承認するものとします。また、業務提携などによる法人契約を介して本サービスを利用する会員の場合はその契約主体の法人に対しても同様の承認をするものとします。尚、以下のケースにおいても個人情報を開示する場合があります。

- (1) 会員が、個人情報の提供・開示に同意している場合。
- (2) 法令により開示を求められた場合。
- (3) 弊社が本サービス利用動向分析等のため統計情報（個人の特定できない情報）を開示する場合。

第26条<禁止事項>

会員は本サービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 他の会員、第三者若しくは弊社の著作権、財産権、プライバシーまたはその他の権利を侵害する行為、および侵害する恐れがある行為。
- (2) 前項の他、他の会員、第三者若しくは弊社に不利益または損害を与える行為、および与える恐れのある行為。
- (3) 他の会員、第三者若しくは弊社を誹謗中傷する行為。
- (4) 公序良俗に反する行為、又その恐れのある行為、若しくは公序良俗に反する情報を他の会員または第三者に提供する行為。
- (5) 犯罪的行為、又は犯罪的行為に結びつく行為、若しくはその恐れのある行為。
- (6) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為。
- (7) 性風俗、宗教、政治に関する活動。
- (8) 弊社の承諾無く、本サービスを通じて、又は本サービスに関連して、営利を目的とした行為、又はその準備を目的とした行為。
- (9) ログインID およびパスワードを不正に利用する行為。
- (10) コンピュータウィルスなどの有害なプログラムを本サービスを通じて、また本サービスに関連して使用し、若しくは提供する行為。
- (11) 法令に違反する、又は違反の恐れのある行為。
- (12) その他、弊社が不適切と判断する行為。

第27条<連絡事項>

弊社が本規約および本サービスに関連する会員への通知を発する場合には、次のいずれかの手段により行うことにより、合理的期間経過後に会員に到達したものとみなします。

- (1) ご利用の際のメールアドレスに宛てて、電子メールを送信すること。
- (2) ご利用の際の住所に宛てて、郵便を発すること。
- (3) 本サービスを提供する Web サイト上に告知すること。

第28条<サービスの中止・中断>

弊社ならびに本クラブ組織は、会員の承諾なく、また、会員への事前の通知なく、任意に本サービス全体又は一部を変更すること、又は中止することができるものとします。また、弊社ならびに本クラブ組織は、以下の事項に該当する場合、本サービスの運営を中止中断できるものとします。

- (1) 本サービスのシステム保守を定期的に又は緊急に行う場合。
- (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合。
- (3) その他、弊社ならびに本クラブ組織が、本サービスの運営上、一時的な中断が必要と判断した場合。

第29条<本サービスの提供条件>

弊社は本サービスをおあるがままの状態、且つ適用可能な範囲という条件で提供します。弊社は以下の内容について一切保証を行うものではありません。

- (1) 本サービスの内容が会員の要求に合致すること。

- (2) 本サービスが中断されないこと。
- (3) 本サービスがタイムリーに提供されること。
- (4) 本サービスが安全であること。
- (5) 本サービスにおいていかなるエラーも発生しないこと。
- (6) 本サービスにより提供される情報が正確であり、信頼できるものであること。
- (7) 本サービスにいかなる瑕疵もないこと。

第30条<本クラブ組織および会員登録に関するシステム内容の変更>

弊社ならびに本クラブ組織は、本クラブ組織の運営ならびにご利用または、会員登録に関するシステムや内容の変更が必要であると判断した場合には、事前に通知することなく必要な変更を行います。

第31条<規約の変更など>

本クラブ組織の健全な運営を図るため、弊社ならびに本クラブ組織は、会員に事前に通知することなく、本規約を変更し、入会金、会費、サービスの内容、その利用料金などを改定できるものとします。内容変更後は、変更後の内容のみ有効とさせていただきます。変更後の規約は、本クラブ組織の会員が情報を得る本日現在の最新の Web サイトに掲載した時点より効力を生じるものとします。

第32条<会費などの不返還>

会員が退会または会員資格を喪失した場合、既にお支払いいただいた会費の返却は行わないこととします。

第33条<管轄裁判所>

- (1) 本サービスに関連して、会員と弊社ならびに本クラブ組織との間で紛争が生じた場合には、当事者間において誠意をもって解決するものとします。
- (2) 会員と弊社ならびに本クラブ組織との間で訴訟の必要性が発生した場合、弊社の本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第34条<規約の発効>

本規約は、日本標準時2010年4月1日より有効とします。

附記 2014年4月1日改定